

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
◎告示（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（2件）（ " ）	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1

告 示

高知県告示第651号
 平成22年4月高知県告示第223号（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。
 平成23年10月1日
 高知県知事 尾崎 正直

1中「第16条」を「第16条及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条」に改める。

高知県告示第652号
 平成22年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。
 平成23年10月1日
 高知県知事 尾崎 正直

1中「第6条」を「第6条及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条」に改める。

高知県告示第653号
 平成22年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。
 平成23年10月1日
 高知県知事 尾崎 正直

1中「第6条」を「第6条及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第6条」に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成23年10月1日
 高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第18号
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別に」を「高知県公営企業局長（以下「公営企業局長」という。）が別に」に改め、同条第2項中「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）」を「知事等及び職員（平成23年高知県条例第2号）」に、「第3条」を「第2条」に改める。

第3条中「高知県公営企業局長（以下「公営企業局長」という。）」を「公営企業局長」に改める。

第3条の2第1項の表中「すべての」を「全ての」に改める。

第6条第1項中「救急勤務医手当」を「救急勤務医手当、夜間等医師業務手当」に改め、同条第2項中「特殊勤務手当は、」を「特殊勤務手当は、公営企業局長が」に、「に対し、」を「に対して」に改め、同条第3項中「救急勤務医手当」を「救急勤務医手当、夜間等医師業務手当」に改める。

第9条第2項中「第9条の3において同じ」を「以下同じ」に改める。

第9条の3の次に次の1条を加える。
 （夜間等医師業務手当）

第9条の4 病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員で管理職手当の支給を受けるもののうち、宿日直手当の支給を受ける勤務を行う職員で手術室、救急室若しくは集中治療室（以下この項において「手術室等」という。）での業務に従事したもの又は正規の勤務時間以外の時間において手術室等での業務に従事した職員（救急勤務医手当の支給を受ける場合を含む。）に対しては、その勤務1回につき、当該業務に従事した時間が1時間以上6時間未満の場合にあつては2万円、6時間以上の場合にあつては3万円の夜間等医師業務手当を支給する。

2 前項の業務に従事した時間の算定に当たっては、救急勤務医手当の支給を受ける業務に従事した時間を控除しないものとす

る。

3 第1項の規定により夜間等医師業務手当を支給するときは、宿日直手当は支給しない。

第13条第2項中「次表」を「次の表」に、「保護さく」を「保護柵」に改める。

第21条第6項ただし書中「ただし、」を「ただし、公営企業局長が」に改める。

附 則
 この規程は、平成23年10月1日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第2条第2項の規定は、同年4月1日から適用する。